

令和6年度うつくしま、エコ・リサイクル製品地域利用事業費補助金
募集要領

1 趣旨

令和6年度に福島県から補助金の交付を受けて、うつくしま、エコ・リサイクル製品（以下「認定製品」という。）を使用若しくは調達して工事等（以下「補助事業」という。）を実施する市町村等を募集するものです。

2 事業の実施主体

市町村、一部事務組合及び市町村が設置する公の施設の指定管理者

3 事業内容

(1) 補助事業の要件

工事等において認定製品を使用若しくは調達するとともに、認定製品を使用若しくは調達していることについて広報する事業とします。

(2) 補助対象経費

補助事業に要する経費のうち、交付決定後から令和6年度末までの間に行われる以下のものを対象（消費税及び地方消費税相当分を除く。）とします。

ア 工事等

(ア) 認定製品の使用に係る直接工事費（共通仮設費等の諸経費を除く。）

(イ) 認定製品の材料費（購入費）

(ウ) その他必要と認める経費

イ 広報

(ア) 認定製品のPR用看板等の作成費

(イ) その他必要と認める経費

(3) 補助内容

	補助率	補助金額	採択件数	その他要件
工事等	1/2	10万円以上 125万円以下	予算の範囲内で決定	補助事業は1市町村等1回に限る。
広報	定額	5万円以下	予算の範囲内で決定	補助事業は1市町村等1回に限る。

4 応募方法

(1) 応募書類等

事業開始予定日の15日前までに交付申請書の正本1部を提出してください。

なお、様式等については、生活環境部環境共生課のホームページからダウンロードできます。

(2) その他

- ア 応募者要件を満たさない、又は交付申請書若しくは添付書類に不備があるなどの場合、交付申請書を受理できないことがあります。
- イ 受理された書類については、返却しません。
- ウ 本補助金は他の補助金等と二重には交付しませんので、他の補助金等の交付申請を行った場合にはその旨を申し出るとともに、他の補助金等の交付決定があった場合には本補助金の交付申請を遅滞なく辞退してください。

(3) 受付期間

令和6年12月13日（金）（当日到着分）まで

ただし、上記受付期間であっても応募状況（予算額に達した場合）によっては募集・受付を終了します。

5 補助金の交付決定等

(1) 交付決定

交付申請の内容の審査により本補助金を交付すべきものと認められたときは、福島県から交付決定が通知されます。

(2) 事業の開始時期

交付決定を受けた後に、補助事業に着手してください。

なお、交付決定日以前に事業の経費を支払った場合は本補助金の交付対象とはなりません。

(3) 実績報告

事業終了の日から起算して30日を経過した日、又は令和7年3月31日のいずれか早い日までに実績報告書を提出してください。

(4) 補助金の支払い

補助事業完了後、交付請求の提出を受け、本補助金が補助事業者を支払われます。

6 書類の提出先及び問い合わせ先

福島県生活環境部環境共生課

〒960-8670 福島市杉妻町2番16号

電話：024-521-7248

FAX：024-521-7927

E-mail：kyousei@pref.fukushima.lg.jp